

1 主要経済指標

(佐賀県)

(佐賀県)

年 月	推計人口 [各年10月1日 現在、各月1 日現在](1)	個人消費		住宅建設	公共工事	鉱工業	賃金・雇用			企業倒産(7)		消費者物価	日本銀行券(9)		県内銀行(10)		年 月
		百貨店・ スーパー 販売額(2)	乗用車新車 登録台数 (3)	新設住宅 着工戸数	公共工事 前払保証 請負金額	生産指数 (総合) (4)	賃金指数 (給与支給総額) (5)	所定外労 働時間数 (5)	有効求 人倍率 (6)	件 数	金 額	指数 (佐賀市) (8)	発行高	還収高	預金残高 [各年・月末]	貸出残高 [各年・月末]	
基準・単位	人	百万円	台	戸	百万円	R2年=100	R2年=100	時間	倍	件	百万円	R2年=100	億円	億円	億円	億円	基準・単位
令和 5年	794 385	○ 64 080	○ 14 459	5 382	○161 612	98.4	105.1	10.6	○ 1.34	29	2 503	105.1	○ 3 947	○ 258	31 054	14 946	令和 5年
6	787 675	○ 64 666	○ 15 293	4 632	○115 702	93.6	106.4	9.9	○ 1.29	26	2 259	108.4	○ 4 238	○ 324	31 276	15 246	6
7	781 351	4 084	...	93.3	112.4	11.2	...	49	6 671	112.6	○ 4 082	○ 320	31 431	15 632	7
令和 6年 8月	788 652	5 817	1 126	429	11 315	88.3	91.8	8.5	1.30	3	166	109.3	303	34	31 471	15 057	令和 6年 8月
9	788 040	5 077	1 456	375	10 977	96.1	87.9	10.3	1.29	4	376	108.8	266	26	31 061	15 090	9
10	787 675	5 272	1 348	275	7 722	95.4	90.1	10.3	1.31	1	227	109.7	385	25	30 896	15 043	10
11	787 427	5 604	1 344	432	6 049	93.0	96.7	10.6	1.30	5	280	110.1	316	21	31 067	15 117	11
12	787 076	7 070	1 081	374	4 859	94.4	196.0	9.6	1.30	1	50	110.9	577	15	31 276	15 246	12
令和 7年 1月	786 654	5 185	1 315	311	3 000	95.6	97.1	10.3	1.28	4	844	111.2	279	21	30 844	15 209	令和 7年 1月
2	785 748	4 482	1 421	427	9 342	88.4	89.5	9.9	1.25	2	244	111.0	236	27	30 672	15 264	2
3	784 924	4 928	1 664	391	8 401	92.9	92.8	10.2	1.26	3	469	111.4	370	21	32 291	15 356	3
4	782 674	4 821	1 063	254	25 789	94.8	94.2	12.3	1.26	5	288	112.3	373	28	31 548	15 282	4
5	782 843	5 042	1 005	221	12 998	92.9	94.4	11.1	1.24	3	109	112.8	220	30	31 550	15 380	5
6	782 302	5 163	1 230	413	11 877	95.0	158.4	11.4	1.25	5	723	112.8	312	21	31 950	15 355	6
7	781 872	5 445	1 189	328	10 397	92.5	128.1	11.1	1.24	9	804	112.9	435	26	31 413	15 382	7
8	781 686	5 606	954	319	14 107	89.6	97.9	10.1	1.23	3	225	113.1	340	18	31 511	15 462	8
9	781 496	4 821	1 288	493	11 713	93.6	92.8	11.9	1.21	7	2 419	112.4	308	24	31 147	15 442	9
10	781 351	4 978	1 185	254	9 581	97.2	95.6	12.0	1.17	4	378	113.3	321	26	30 880	15 593	10
11	781 238	5 477	1 170	365	5 692	94.8	99.1	12.0	1.17	2	81	113.9	301	28	31 390	15 506	11
12	780 801	6 609	1 049	308	5 884	92.8	208.7	11.7	1.19	2	87	113.6	695	22	31 431	15 632	12
令和 8年 1月	780 313	p5 422	1 267	256	2 880	91.0	94.0	11.5	1.19	1	120	113.0	165	18	31 288	15 724	令和 8年 1月
2	779 609	p4 485	1 312	582	3 695	86.1	1.23	4	351	112.3	262	47	31 283	15 729	2
3	778 993	8	380	112.9	350	31	3
前月比 (%)	(△ 616)	△ 17.3	3.6	127.3	28.3	△ 5.4	△ 55.0	△ 1.7	(0.04)	100.0	8.3	0.5	33.4	△ 33.5	0.0	0.0	前月比 (%)
前年同月比 (%)	(△5 931)	0.1	△ 7.7	36.3	△ 60.4	△ 2.9	△ 3.2	11.7	(△0.02)	166.7	△ 19.0	1.3	△ 5.5	48.2	2.0	3.0	前年同月比 (%)
資 料 出 所	県統計分析 課 「佐賀県推 計人口」	九州経済 産業局	佐賀 運輸支局	国土交通省 「建設着工統計 月報」	西日本建設業 保証(株)	県統計分析課 「佐賀県鉱工業 指数」	県統計分析課 「毎月勤労統計調査」	佐賀労働局	東京商工リサーチ	県統計分析課 「消費者 物価指数」	日本銀行佐賀事務所	日本銀行福岡支店	資 料 出 所				

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の()は増減差。pは速報値、rは確報値または改定値。

(1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)の確報値を基礎とし、以降の動態の数値を加減して算出したもの。

(2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。

(3) 普通車+小型四輪(軽自動車を含まない。)

(4) 季節調整済値。ただし、年計は原指数。前年同月比は原指数を比較したものである。

令和6年5月公表分より令和2年を基準とした指数としている。

(5) 事業所規模30人以上。

令和4年1月分公表時から、令和2年を基準とした指数としている。

それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

なお、令和6年1月のベンチマーク更新に伴い、賃金指数の令和6年の前年同月比については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

(6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和7年12月までは、改定値となっている。

前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。

(7) 負債総額1,000万円以上。

(8) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。

(9) 平成27年7月掲載分から、日本銀行佐賀事務所「佐賀県内銀行受払高時系列データ」による。

(10) 国内銀行銀行勘定(ゆうちょ銀行等を除く)。

佐賀県銀行協会の公表終了に伴い、令和5年3月掲載分から日本銀行福岡支店「預金貸出金残高統計/国内銀行」による。

なお、過去の数値も遡及修正している。

(全 国)

(全 国)

年 月	推計人口 [各年10月1日 現在、各月1 日現在] (1)	個人消費		住宅建設	設備投資	公共工事	鉱工業	賃金・雇用		企業倒産(7)		貿易(通関)(8)		外貨 準備高	物価指数		マネーストック (M ₂) 月中平均残高 (11)	手形交 換高 (12)	国内銀行 貸出残高 [各年・月末]	年 月
		百貨店・ スーパー 販売額(2)	家計消費 支出 (3)	新設住宅 着工戸数	機械受注額 [船舶・電力 を除く民需]	公共工事 前払保証 請負金額	生産指数 (総合) (4)	賃金指数 (給与支給総額) (5)	有 効 求人倍率 (6)	件 数	金 額	輸 出	輸 入		国内企業 物 価 (9)	消 費 者 物 価 (10)				
基準・単位	万人	百億円	円	千戸	億円	億円	R2年=100	R2年=100	倍	件	億円	億円	億円	百万米ドル	R2=100	R2=100	百億円	百億円	百億円	基準・単位
令和 5年	12 434	○ 2 190	293 997	820	103 550	○147 405	103.9	103.5	○ 1.29	8 690	24 026	1 008 730	1 103 951	○1 290 606	119.9	105.6	123 115	○ 8 894	61 086	令和 5年
6	12 380	○ 2 255	300 243	792	105 131	○152 054	101.2	109.2	○ 1.25	10 006	23 435	1 070 875	1 127 160	○1 272 511	122.8	108.5	125 237	○ 7 832	63 980	6
7	r12 322	...	314 001	741	112 101	○168 495	100.9	111.7	...	10 300	15 922	1 104 005	1 133 301	○1 374 731	126.7	111.9	126 718	○ 6 311	66 657	7
令和 6年 8月	12 389	187	297 487	67	7 179	10 706	100.5	93.0	1.24	723	1 014	84 325	91 781	1 235 749	123.2	109.1	125 484	519	62 592	令和 6年 8月
9	12 378	174	287 963	69	9 872	12 752	101.2	91.6	1.25	807	1 328	90 369	93 704	1 254 898	123.6	108.9	125 170	700	62 657	9
10	12 380	179	305 819	70	8 000	11 288	103.0	91.9	1.25	909	2 529	94 257	99 257	1 238 950	124.2	109.5	125 006	566	62 821	10
11	12 379	190	295 518	65	8 145	7 999	101.3	96.9	1.25	841	1 602	91 520	92 728	1 238 999	124.6	110.0	125 493	473	63 326	11
12	12 374	235	352 633	63	9 553	6 785	101.0	193.9	1.25	842	1 940	99 066	97 863	1 230 715	125.1	110.7	125 760	638	63 980	12
令和 7年 1月	12 355	191	305 521	56	6 917	5 662	101.9	91.9	1.25	840	1 214	78 648	106 235	1 240 631	125.5	111.2	125 946	646	64 183	令和 7年 1月
2	12 344	173	290 511	61	7 782	6 914	102.0	90.7	1.25	764	1 713	91 898	86 306	1 253 281	125.8	110.8	125 323	513	64 079	2
3	12 342	193	339 232	89	15 369	17 220	101.4	97.1	1.25	853	986	98 516	93 217	1 272 511	126.2	111.1	125 461	630	64 331	3
4	12 340	180	325 717	56	9 385	27 254	100.5	94.8	1.25	828	1 028	91 499	92 994	1 298 249	126.6	111.5	126 618	608	64 112	4
5	12 334	185	316 085	43	8 123	r16 541	101.8	94.7	1.23	857	904	81 295	87 920	1 298 139	126.5	111.8	126 704	691	64 173	5
6	12 337	188	295 419	56	9 843	19 055	101.5	161.5	1.22	848	1 057	91 623	90 401	1 313 782	126.4	111.7	126 813	736	64 792	6
7	12 337	193	305 694	61	8 586	16 765	100.5	130.9	1.22	961	1 670	93 448	95 011	1 304 436	126.7	111.9	126 961	540	64 860	7
8	12 327	193	313 977	60	7 292	10 996	99.2	94.2	1.21	805	1 144	84 201	87 142	1 324 210	126.4	112.1	127 123	455	64 983	8
9	12 319	180	303 214	64	11 017	14 348	101.0	93.5	1.20	873	1 125	94 049	96 826	1 341 268	127.0	112.0	127 085	626	65 198	9
10	r12 322	188	306 872	72	9 004	13 327	101.6	94.2	1.19	965	1 275	97 662	100 091	1 347 378	127.6	112.8	127 020	513	65 470	10
11	12 319	199	314 242	60	7 627	7 452	99.6	98.5	1.19	778	824	97 089	94 029	1 359 358	128.0	113.2	127 669	416	65 905	11
12	12 316	238	351 522	62	11 155	7 799	100.2	198.6	1.20	928	2 982	104 077	103 129	1 369 775	128.1	113.0	127 891	529	66 657	12
令和 8年 1月	12 295	197	307 584	56	7 865	6 180	104.5	r94.2	1.18	887	1 198	91 851	r103 509	1 394 750	128.4	112.9	127 906	419	66 856	令和 8年 1月
2	12 286	r176	289 391	58	9 705	8 547	r102.4	r93.8	1.19	851	1 332	r95 596	p95 153	1 410 699	r128.5	112.2	r127 474	361	67 096	2
3	p12 285	20 231	924	1 149	p110 033	p103 363	1 374 731	p129.5	112.7	128 008	418	...	3
前月比 (%)	(△ 1)	△ 10.6	△ 5.9	3.1	23.4	136.7	△ 2.0	△ 0.4	(0.01)	8.6	△ 13.7	15.1	8.6	△ 2.5	0.8	0.4	0.4	△ 15.7	0.4	前月比 (%)
前年同月比 (%)	(△ 57)	2.1	△ 0.4	△ 4.9	24.7	17.5	0.4	3.4	(△0.06)	8.3	16.5	11.7	10.9	8.0	2.6	1.5	2.0	△ 19.4	4.7	前年同月比 (%)
資 料	総務省 「人口推計」	経済産業省 「商業動態 統計」	総務省 「家計調査 報告」	国土交通省 「建設着工統計 月報」	内閣府 「機械受注統 計調査報告」	西日本建設業 保証(株)	経済産業省 「鉱工業生産・出 荷・在庫指数」	厚生労働省 「毎月勤労 統計調査」	厚生労働省 「一般職業 紹介状況」	東京商工リサーチ	財務省 「貿易統計」	財務省 「外貨準備等の 状況」	日本銀行 「企業物価 指数」	総務省 「消費者物価指 数月報」	日本銀行 「主要時系列統計 データ表」	佐賀県銀行 協会 全国銀行協会	日本銀行 「民間金融機関の 資産・負債」			資 料

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の()は増減差。pは速報値、rは確報値または改定値。

(1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査を基準として算出したもの。

(2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。

(3) 二人以上の世帯1世帯の1か月当たり消費支出。

(4) 各年の指数は原指数。各月の指数は季節調整指数。前年同月比は原指数を比較し、前月比は季節調整指数を比較したものである。

(5) 厚生労働省が公表する平成29年1月分の確報から、事業規模別の区分が「30人以上」から「5人以上」に変更になったことを受けて同様の変更を行った。

令和4年1月分公表時から令和2年を基準とした指数としている。

それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

なお、令和6年1月のベンチマーク更新に伴い、賃金指数の令和6年の前年同月比については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

(6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和7年12月までは改定値となっている。前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。

(7) 負債総額1,000万円以上。

(8) 月額は遡及訂正されることがある。

(9) 令和4年5月公表分より令和2年基準指数を適用。それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

(10) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。

(11) 原則として前年分の確報データがそろった時点で、定例の季節調整替えが行われている。各年の数値は年平均の値。

(12) 手形交換高は、電子交換への移行に伴い手形交換所が廃止されたため、令和4年11月の数値は、手形交換所分(11月2日まで)と電子交換所分(11月4日以降)の単純合計。令和4年12月以降の数値は電子交換所分。令和4年の数値は手形交換所分と電子交換所分の単純合計。なお、電子交換所移行後の統計には、一般的には次の内容も対象に含まれる。①法務大臣指定を受けていない手形交換所で交換されていた手形・小切手等、②交換取立に付されず、取立金融機関が支払金融機関の店頭で呈示していた手形・小切手等、③支払金融機関が遠隔地に存在するため取立金融機関が郵送により取立を行っていた手形・小切手等、④個別金融機関内で取立・支払を行う手形・小切手等
令和6年3月分公表時に、合計の記載を年度値に変更。それに伴い、過去の数値も遡及計算を実施している。